

単品スライド条項運用改定について（概要）

単品スライド条項の運用改定について、国では令和4年6月17日、県では令和4年10月15日以降に請求が行われたものから適用する旨の通知を受け、魚津市としては令和4年11月1日以降に請求が行われたものから適用することとしたのでお知らせします。

単品スライド条項（契約約款第25条第5項）

発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、請負代金額の変更を請求することができる。

現在の運用ルール ※令和4年10月31日購入分まで適用

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

新たな運用ルール ※令和4年11月1日以降購入分に適用

購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より 高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

① 対象工事

全ての工事（ただし工期末までに2ヶ月以上あること）

② 対象品目

鋼材類、燃料油、コンクリート類、アスファルト類、その他主要な工事材料

③ 単品スライド対象判断

品目毎の変動額が、請負代金額の1%を超えるもの。

〔事務担当〕 魚津市財政課

管財・契約検査係

電話 0765-23-1088